

公 告

関税法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 0 号）第 9 2 条第 1 項の規定により委任される同項第 2 号、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 1 0 0 号）第 3 0 条第 1 項の規定により委任される同項第 2 号、消費税法施行令（昭和 6 3 年政令第 3 6 0 号）第 1 8 条の 6 第 1 項の規定により委任される同項第 2 号及び租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 4 6 条の 8 の 7 第 1 項の規定により委任される同項第 2 号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については管轄区域によるものとし、関税法施行令第 9 2 条第 2 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 3 0 条第 2 項、消費税法施行令第 1 8 条の 6 第 2 項及び租税特別措置法施行令第 4 6 条の 8 の 7 第 2 項の規定により税関長の権限の一部を税関官署の長に委任し、又は委任される権限の範囲を制限することとしたため、関税法施行令第 9 2 条第 5 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 3 0 条第 5 項、消費税法施行令第 1 8 条の 6 第 3 項及び租税特別措置法施行令第 4 6 条の 8 の 7 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

この実施に伴い、税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（令和 4 年掲示第 4 1 号（改正令和 4 年掲示第 1 0 3 号））は廃止する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

沖縄地区税関長 望月 光弘

記

- 1 税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の管轄は管轄区域によるものとし、別表 1 のとおりとする。
- 2 関税法施行令第 9 2 条第 2 項に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる権限以外の権限を税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の長に委任する範囲は、別表 2 のとおりとする。
- 3 関税法施行令第 9 2 条第 2 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 3 0 条第 2 項、消費税法施行令第 1 8 条の 6 第 2 項及び租税

特別措置法施行令第46条の8の7第2項に基づき、関税法施行令第92条第1項第2号、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号、消費税法施行令第18条の6第1項第2号及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第1項第2号に掲げる権限のうち、税関出張所、税関支署出張所、税関支署監視署の長への委任を制限する範囲は、別表3のとおりとする。

附 則

- 1 この公告は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 石垣税関支署平良出張所の廃止に伴い、令和5年6月30日までに同出張所長に委任されていた権限によって行われた処分並びに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定並びに法令の規定による申告又は申請が同出張所によって受理され、かつ、これに対する税関の処理が未了となっているものに関する権限については、宮古島税関支署長が有するものとする。

別表 1

出張所名	管轄区域
沖縄地区税関 那覇外郵便出張所	沖縄県那覇市壺川3丁目のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
沖縄地区税関 鏡水出張所	沖縄県那覇市鏡水崎原地先のうち 国際物流拠点産業集積地域
石垣税関支署 石垣空港出張所	沖縄県石垣市のうち 新石垣空港
沖縄税関支署 平安座出張所	沖縄県うるま市のうち 与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城屋平、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名
石垣税関支署 与那国監視署	沖縄県八重山郡のうち 与那国町

委 任 事 項 (行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。)	税 関 官 署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	与那国
<p>4. 関税法第 11 章 (犯則事件の調査及び処分)中次に掲げる規定に基づく権限。</p> <p>(1) 同法第 1 節(犯則事件の調査)の規定に基づく権限。ただし、同法第 133 条第 2 項(領置物件又は差押物件の公売等)及び同条第 3 項(公売又は売却等)の規定に基づくものを除く。</p> <p>(2) 同法第 146 条第 1 項及び同条第 2 項(税関長の通告処分等)の規定。</p>	○	○	○	○	○
<p>5. 関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)中次に掲げる規定に基づく権限</p> <p>(1) 同法施行令(昭和 29 年政令第 155 号)第 26 条(特定用途免税貨物の用途外使用)、第 30 条(外交官用貨物の用途外使用)、第 37 条(再輸出免税貨物の用途外使用)、第 38 条(再輸出免税貨物の亡失又は滅却)(第 41 条において再輸出減税貨物について準用する場合を含む。)、第 60 条(軽減税率適用貨物の使用状況)及び第 61 条(軽減税率適用貨物に準用する制限等)の規定</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の規定。ただし、同法第 13 条第 1 項(製造用原料品の減免又は免税)中「製造工場の承認」、第 19 条第 1 項(輸出貨物の製造用原料品の減免又は免税)中「製造工場の承認」及び同法施行令第 50 条の 2(指定製造工場の簡易手続き)の規定並びに第 54 条第 1 項(輸出貨物の製造用原料品に係る払い戻し金の査定)を除く。</p>	○	○	○	○	○

委任事項 (行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。)	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇外郵	鏡水	石垣空港	平安座	
6. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）中次に掲げる規定に基づく権限。ただし、第10条第1項（関税免除物品の製造等を行なう倉庫又は工場の承認）、同条第2項における関税法第35条（税関職員の派出）、関税法（第133条第2項（領置物件又は差押物件の公売及び売却）並びに第137条から第140条まで（犯則事件の処分）に限る。）の準用についての規定を除く。	○	○	○	○	
7. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）の規定に基づく権限。ただし、第3条第1項（免税輸入資材の製造等を行う工場の承認）及び同条第2項における関税法第35条（税関職員の派出）の準用についての規定に基づくものを除く。		○	○	○	
8. 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）の規定に基づく権限		○	○	○	
9. コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）の規定に基づく権限。ただし、第14条第2項（設計型式によるコンテナの承認）及び第20条において関税法第11章中第2節（犯則事件の処分）の準用についての規定並びに同法施行令（昭和46年政令第257号）第11条第1項（国産コンテナ等の表示に伴う確認）の規定に基づくものを除く。		○	○	○	

委任事項 (行欄に○印を付した税関官署の長に委任する。)	税関官署				
	出張所				指定監視署
	那覇 外郵	鏡水	石垣 空港	平安 座	与那 国
10. 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）の規定に基づく権限	○	○	○	○	
11. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）の規定に基づく権限。ただし、同法第83条第2項（発電用の石油に係る事業場の承認）、第84条第1項及び第2項（消費生活物資に係る卸売業者の承認及び取消）、第85条第1項（第115条の2において準用する法第85条第1項を含む。）及び第2項（旅客携帯品の戻し税物品に係る小売業者の承認及び取消）、第87条第7項における関税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）の準用中領置物件若しくは差押物件の公売又は売却及び犯則事件の処分に係るもの、第89条第1項（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）の規定並びに同法施行令第116条第2項（用途外使用とされない用途等の指定）の規定に基づくものを除く。			○	○	

別表 3

委任しない事項 (行欄の○印は委任しない事項。)	税 関 官 署				
	出張所				指定監視署
	那覇 外郵	鏡水	石垣 空港	平安 座	与那 国
1. 関税法第2章及び同法施行令第1章の2（関税の確定、納税、徴収及び還付）の規定に基づく権限のうち、関税の納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限					○
2. 関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく権限のうち、輸入の許可の権限					○
3. 関税法第69条第1項（貨物の検査場所の指定）の規定に基づく権限	○	○	○	○	○
4. 関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）及び第69条の11（輸入してはならない貨物）の規定に係る権限。ただし、第69条の2第1項第3号及び4号並びに第69条の11第1項第9号から第10号までに規定する物品に係る権限を除く。	○	○	○	○	○
5. 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号の規定に基づく権限のうち、内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限のうち、確定に係る権限以外の権限					○
6. 消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第3項（輸出品に係る消費税の徴収）の規定に基づく権限	○	○			
7. 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第3項（免税酒類に係る酒税の徴収）の規定に基づく権限	○	○			